

「とくしま教育の日」シンボルマーク使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「とくしま教育の日」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 シンボルマークは、徳島県の教育について理解と関心を深め、学校、家庭、地域が一体となって学校教育及び社会教育の充実と発展を図ることを目的に制定された「とくしま教育の日」に関する事業の啓発のためのマスコットとして使用するものとする。

（使用承認の申請）

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「とくしま教育の日」シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）をシンボルマークを管理する県教育委員会教育政策課（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 県教育委員会、知事部局、企業局、病院局及びその他県の行政委員会が別紙1に掲げるシンボルマークの標準型の図柄のデザインを変更、改変することなく、印刷物又は県の開設するホームページ、案内標柱等へ使用するとき。
- 二 「とくしま教育の日」実施本部の本部員が所管する機関が別紙1に掲げるシンボルマークの標準型の図柄のデザインを変更、改変することなく、印刷物又はホームページ、案内標柱等へ使用するとき。
- 三 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- 四 著作権法で認められている私的使用目的の範囲に該当するとき。

2 前項に掲げる者でシンボルマークを使用した者は、速やかに、「とくしま教育の日」シンボルマーク使用報告書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

（使用承認の基準）

第4条 管理者は、前条の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- 一 第2条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- 二 シンボルマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- 三 徳島県教育委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 四 徳島県教育委員会の正しい理解の妨げになる、又は妨げるおそれのあるとき。
- 五 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 六 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 七 別紙1に掲げるシンボルマークの標準型に図柄からデザインを変更、改変するとき。ただし、著作権者である徳島県教育委員会に協議し、事前の承諾を得たものは除く。
- 八 立体物又は販売物であるとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の承諾を得たものは除く。
- 九 そのほか、管理者がシンボルマークの使用について不相当と認めたととき。

2 前項の承認は、「とくしま教育の日」シンボルマーク使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

3 管理者は、必要と認めるときは、申請者のシンボルマークの使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- 二 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- 三 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 四 裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。(ただし、事前に管理者の承認を得たものは除く。)
- 五 当該使用に係る物件の完成見本を管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「とくしま教育の日」シンボルマーク使用承認内容変更申請書(様式第4号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「とくしま教育の日」シンボルマーク使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 3 第5条の規定は、承認内容の変更の承認について準用する。

(承認の取消)

第7条 管理者は、シンボルマークの使用がこの要綱、又は、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わないものとする。

- 2 前項の承認の取消は、とくしま教育の日シンボルマーク使用承認取消通知書(様式第5号)をもって行うものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者は、取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示等をしてはならない。

(責任の制限)

第8条 使用承認を受けた者が、シンボルマークの使用によって第三者に対して与えた損害、損失等に対し、徳島県教育委員会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(様式第1号)

「とくしま教育の日」シンボルマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育政策課長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

「とくしま教育の日」シンボルマークを下記により使用したいので申請します。

記

- 1 使用する図柄
- 2 使用対象物件
- 3 使用の趣旨・目的
- 4 使用方法
- 5 使用期間
- 6 使用数量
- 7 連絡先（担当者，電話番号等）
- 8 添付書類
 - (1) 企画書（レイアウト，スケッチ，原稿等）
 - (2) 申請者の略歴，現況等を示すもの
 - (3) 「とくしま教育の日」事業の一環であることがわかる資料
 - (4) その他参考となるもの

(様式第2号)

「とくしま教育の日」シンボルマーク使用報告書

平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育政策課長 殿

所在地

名称及び代表者名

印

「とくしま教育の日」シンボルマークを下記のとおり使用したので報告します。

記

- 1 使用する図柄
- 2 使用対象物件
- 3 使用の趣旨・目的
- 4 使用方法
- 5 使用期間
- 6 使用数量

(様式第3号)

「とくしま教育の日」シンボルマーク使用(変更)承認書

平成 年 月 日
番 号

殿

徳島県教育委員会教育政策課長

平成 年 月 日第 号で申請のあったすだちくんの使用(内容変更)については、
次のとおり条件を付して承認します。

- 1 承認内容は、「とくしま教育の日」シンボルマーク使用承認(内容変更)申請書のとおり
とすること。
- 2 使用に際しては「とくしま教育の日」シンボルマーク使用取扱要綱及び「とくしま教育の
日」使用承認(内容変更)申請書の内容を遵守すること。

(様式第4号)

「とくしま教育の日」シンボルマーク使用承認内容変更申請書

平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育政策課長 殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

記

事 項	変 更 前	変 更 後
1 使用する図柄		
2 使用対象物件		
3 使用の趣旨・目的		
4 使用方法		
5 使用期間		
6 使用数量		
7 その他		